



平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

富雄保育園と富雄第三幼稚園の再編については、これまで両園で開催した保護者説明会に併せて、富雄保育園において懇話会を開催し取組を進めてきたところです。

この度、当該2園の再編実施方針について、令和元年8月7日に公表いたしましたので、これまでの保護者説明会及び懇話会の中で保護者の皆様からいただいたご質問に対し、今回公表した方針を踏まえた最新の状況についてお知らせいたします。

今後も取組み状況についてお知らせして参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1.今回公表となった再編方針の概要について



(1) 富雄保育園及び富雄第三幼稚園の再編方針について

- 富雄保育園については令和3年4月に民間移管します。その後、法人において確保した建設予定地で施設整備を行い令和4年4月に公私連携幼保連携型認定こども園に移行します。
- 富雄第三幼稚園については令和5年4月に、民間移管後の富雄保育園（統合時はこども園）と施設統合します。
- 施設統合イメージ及び各年度ごとの主な取組内容は下図のとおりです。

◆施設統合イメージ

運営主体	運営形態	施設名称	移行予定	運営主体	運営形態	施設名称	方針内容	移行予定	運営主体	運営形態	対象	方針内容
市	保	富雄	→ R3年4月	私	保	富雄	民間活力を活用し、公私連携型保育所へ移行	→ ※R4年4月	私	こ	1号 2号 3号	公私連携幼保連携型認定こども園へ移行 富雄第三幼稚園は令和4年度末まで園運営を継続
市	幼	富雄第三	→ 継続	市	幼	富雄第三						

※R4年4月の移行を予定していますが、施設整備によりこども園移行が前後する可能性があります。

◆主なスケジュール一覧

令和元年度 移管先法人の選定

令和2年度 富雄保育園の引継・共同保育

令和3年度 富雄保育園の民間移管
富雄第三幼稚園の引継・共同保育
法人において確保した建設予定地で認定こども園開園に向けた施設整備

令和4年度 富雄保育園のこども園移行

令和5年度 富雄第三幼稚園を施設統合

(2) 「公私連携幼保連携型認定こども園」になると

- 協定に基づき、市立園のカリキュラムや園行事などを、移管後も引き続き実施していただきます。
- 民間活力の活用によってより充実した施設整備や運営が期待できます（例：セキュリティ向上など）
- 幼稚園的な利用（1号認定）の方にとっては、こども園移行により3年保育が開始され、併せて給食の提供が行われ、サービスがより充実します。
- 保育所的な利用（2号認定）の方にとっては認定替えにより、保護者の就労状況の変化により、保育を受ける必要がなくなった場合にも当該施設を退所する必要がなくなります。

(3) 令和5年度の施設統合にあたって

- 富雄第三幼稚園の園児募集について、令和4年度入園分まで途切れることなく行う予定です。
- 令和4年4月入園の園児については、4歳児の1年間を富雄第三幼稚園の園児として、5歳児の1年間は公私連携として民間移管した富雄保育園（統合時はこども園）の園児として生活することになる予定としていますが、保護者の皆様や移管先法人と協議のうえ、早期に施設統合すること等も視野にいて、今後の園児数の動向を見守っていきたいと考えています。

2.説明会における質疑に関する最新の状況について



取組の方向性について



Q1.	富雄保育園と富雄第三幼稚園の両園を別々に運営することはできないのでしょうか。また、富雄第三幼稚園の3年保育の実現により、人口流入も見込めると思いますが、奈良市の考えはいかがですか。
A1.	本市としては、今回のこども園移行により、富雄第三幼稚園の園児をはじめとした地域の子どもたちに3年保育を提供できると考えています。また、今後より一層少子化が進行することが予想される中、本地域において富雄保育園及び富雄第三幼稚園の2園を充足することは非常に難しいと考えており、それぞれの施設を運営していくよりも、新たに開園する公私連携幼保連携型認定こども園に両園の機能を集約することで、待機児童解消や過小規模化といった課題を解消し、地域の中心的な幼保施設としてよりよいサービスを提供していきたいと考えています。
Q2.	なぜ市立施設として運営しないのですか。
A2.	本市においては、少子化や核家族化、女性の社会進出等によって就学前の児童を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、施設の老朽化や人材不足といった課題もある中で、本市の厳しい財政状況ではこれらの多様化するニーズに対応することは困難な状況です。そこで、待機児童が発生しているなど保育需要の多い地域の市立園においては、民間活力を最大限に活かした民間移管を進めることとしています。また、奈良市ではこれまで、公私共に分け隔てなく手を携えて、奈良市の子どもの保育を行ってきた実績があります。あわせて、民間移管となって運営主体が変わっても、公私連携という制度の下、公立園としての役割を残しながら、民間独自のノウハウも織り交ぜ、より充実した教育保育環境を整えていきたいと考えていますので、本市の取組についても引き続きご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

移管前後の施設運営等について



Q3.	移管後の地域等との関わり方についてはどうなりますか。
A3.	公私連携幼保連携型認定こども園は、これまで公立園として培ってきた運営内容等を継承するものであり、地域との関わり方をはじめとした様々な事項をしっかりと引き継いでいきます。
Q4.	応募法人はそれぞれの特色に基づくサービスなどを提案して下さると思いますが、保護者がそれを望まない場合にはどうなりますか。
A4.	法人募集要項に記載する保護者アンケート結果を基に、法人の提案内容に保護者の意見を一定反映できるように公募を行うこととしていますが、新たなサービスについては、法人選定後に設置する三者協議会において、三者の合意を得てから導入する仕組みとなっています。
Q5.	保護者会（PTA）役員について、保育園的な利用（2・3号認定）の保護者と幼稚園的な利用（1号認定）の保護者の負担割合はどのようになりますか。
A5.	保護者会等に関することは、市立こども園に移行する場合にも課題となっているところです。市立園の再編にあたっては両園の保護者同士で話し合い、まずPTAに加入するのか、保護者会として運営するのか等の協議をいただきたいと思います。 なお、役員負担については、比率を幼稚園的な利用（1号認定）の保護者と、保育所的な利用（2・3号認定）の保護者で均等に負担している園もあるようです。
Q6.	こども園になれば、就労状況等に関わらず子どもを預けることができるということですが、就労形態等によって基本となる利用時間は異なるのでしょうか。また、既に在園している幼稚園的な利用（1号認定）の保護者が、就労等によって保育所的な利用（2号認定）への変更を希望する場合には、こども園を一旦退所し、改めて2号認定として入所するのでしょうか。また、その際には待機児童となる可能性があるのでしょうか。
A6.	保育所的な利用（2・3号認定）については、就労状況等によって標準時間利用（11時間）と短時間利用（8時間）に分類され、基本となる利用時間が異なります。その他、幼稚園的な利用（1号認定）の場合には幼稚園と同様に14:00降園となりますが、一時預かりを利用することで利用時間を延長することが可能です。 また、認定こども園園児募集の際には、幼稚園的な利用（1号認定）と保育所的な利用（2・3号認定）ごとに定員を設定していますが、入園後に保護者の就労状況等が変化した際には、その就労状況に応じ支給認定の変更（1号認定⇒2号認定又は2号認定⇒1号認定）が可能であり、これに伴いこども園を退園する必要はありません。

Q7.	富雄第三幼稚園については富雄保育園と施設統合する令和5年3月末までは、園児数が極端に少なくなっても運営を継続するのですか。
A7.	奈良市では市立幼稚園の閉園等に関する基準を定めて、市立幼稚園が適切な集団規模を確保できるように努めているところですが、統合再編や民間移管などの特別な事情がある場合には、基本的には入園を希望される方がおられる限り園運営を継続することとしています。

Q8.	こども園に移行した後にバス通園を実施する予定はありますか。
A8.	本市の市立園においては、施設が統合再編された場合でも通園バスの運行は原則実施しております。ただし、法人の考え方等によっては今後、通園バスの運行等のサービス拡充もありえると考えています。

施設整備について



Q9.	富雄保育園の在園児は施設整備の際にはどこで生活をするのですか。
A9.	富雄保育園舎で保育を行いながら別敷地において施設整備を行うことを想定していますので、施設整備の際には、これまでどおり富雄保育園舎で生活していただけます。

Q10.	令和4年度に園の所在地が変わるのですか。また、移転先は既に決まっていますか。
A10.	これまでの保護者説明会では、現地建替えを基本として説明してきましたが、この度の公表となった方針において、法人によって建設予定地を確保するという条件のもと移管先法人の募集を行うこととなりましたので、移転先については法人の提案を基に今後決定します。市の想定しているスケジュールでは、令和3年度に施設整備を行い、令和4年度に新たな園舎が完成することとしています。

Q11.	法人によって整備される新しいこども園について法人に要望する手段はありますか。
A11.	今後、奈良市幼保施設運営事業者選定委員会において法人募集のための募集要項を作成することとなりますが、募集要項を構成する資料の一部に保護者によるアンケートを添付する予定ですので、アンケートに保護者の声としての要望事項をお書きいただくことで、法人に保護者の意見が届くような仕組みとしており、それを基に法人が提案を行うこととなります。

引継・共同保育について



Q12.	引継・共同保育の際には具体的にどのようなことをするのでしょうか。
A12.	引継・共同保育については、移管先法人の職員に対し富雄保育園及び富雄第三幼稚園の日常の保育を通して引継ぎを行います。また、引継内容については、移管先法人の園長予定者、主幹保育教諭予定者、各年齢の担任となる保育教諭予定者に対して、市立幼保施設の教育理念・方針、運営管理、安全・衛生管理、地域・小学校とのかかわり、これらをはじめとした様々な事項を奈良市の統一的なカリキュラムに基づき引継ぐとともに、行事への参加・見学等を通して子どもや保護者と顔なじみとなり、市立保育園の雰囲気を知っていただき、移管前から園児たちとの信頼関係を築くため、実践による引継ぎを行うこととしています。

Q13.	令和3年度の民間移管で正規職員の先生は富雄保育園から引き上げるのですか。
A13.	奈良市の正規職員の保育士等は基本的には他の市立幼保施設に異動することとなります。ただし、これによる子どもへの影響を最小限に抑えるために、法人職員に対し1年間の引継ぎを行うとともに、移管3ヶ月前の令和3年1月から3月については、法人と市の保育士等が共同で保育を実施する予定です。また、移管後の4月から6月についても、市職員等による園内の巡回等によって法人が本市との取り決めに基づいた保育を実施しているか確認することとしています。

Q14.	移管先法人が、移管後に奈良市から引き継いだ保育内容を遵守していただけるか心配です。
A14.	移管後には市職員等による巡回等を通じて、移管先法人が本市との締結した協定の取り決めに基づいた保育を実施しているか確認することとしており、その結果に応じて協定に基づく指導監督などを実施する予定です。また、協議が必要な事項が発生した場合には、必要に応じて保護者・法人・市で三者協議会を開催し協議します。

Q15.	法人への引継について、令和2年4月から12月まで行事を中心に引継を行うとのことですが、富雄保育園の年間行事は少なく、行事にのみ法人の方が参加されるだけでは引継として不十分だと思います。また、令和3年1月から3月には移管先法人の先生との共同保育が始まるとのことですが、子どもによっては3ヶ月で新しい先生に慣れない子もいるのではないかと心配です。
A15.	富雄保育園における令和2年4月から12月までの具体的な引継計画については、移管先法人と協議のうえ決定する予定であり、現時点では確定していません。令和3年1月以降の共同保育においても、優良な法人を選定することで、子どもの負担を少しでも軽くする努力をしたいと考えています。また、共同保育の期間につきましては、保育士の育成及び研修担当である市の保育総務課から、長い期間共同保育を実施することにより、園児や保育士にも負担が生じる恐れがあるとの見解を得ており、さらに他自治体の検証結果から移管前の3か月を共同保育期間としています。
Q16.	園行事の中には毎年恒例となっているものもあり、年度ごとの園行事を見比べて、子どもの成長を感じているところです。このような園行事については、民間移管後も引継いでいただけますか。また、幼稚園と保育園の園行事の頻度については、どのようにしてすり合わせを行うのですか。
A16.	公私連携の取組として、公立園が実施してきた行事等は引継ぐことを基本として法人のよりよい部分を取り入れることで、園運営を充実させたいと考えています。また、園の統合による行事の頻度等については、幼保再編の取組の中でも、両園の協議によりすり合わせを行っているところですので、本件においても同様に決定していきたいと考えています。

職員について



Q17.	移管先法人は適切な職員数を配置できますか。また、移管後に配置される先生は新たに採用された保育園勤務未経験の方ですか。それとも法人の運営する保育園等で勤務していた方が異動するのですか。
A17.	民間移管にあたりどの程度の職員を配置する必要があるか想定できるように、公募段階で奈良市が想定している定員等の情報を公開することとしています。また、法人の選定にあたっては、職員配置に関する考え方についても審査項目としており、適正な職員配置を行える法人を選定します。また、園長については、法人が現に運営している保育所等で一定の勤務実績のある者を配置することを条件とする予定です。その他の職員についてはどのように配置するか法人に委ねられていますが、年齢・経験年数のバランスが取れた配置とすることを条件として公募を行う予定です。
Q18.	民間移管後には運営主体が変わることで、それまでお世話になっていた先生方が継続して園に残られる場合、待遇はどの程度変化するのでしょうか。また、移管先法人が決まった鶴舞こども園・右京保育園では、非正規雇用の先生は何人程度継続して雇用されますか。
A18.	雇用に関する条件については、移管先法人が決定することになりますが、本市としては法人に積極的な採用をお願いしたいと考えており、雇用に関する考え方については法人選定にかかる審査の中で確認させていただく予定です。なお、鶴舞こども園及び右京保育園では、現在法人から非正規雇用の職員に対して個別に交渉しているところです。

その他について



Q19.	法人公募にかかる期間はどの程度を予定していますか。また、民間移管の具体的なスケジュールについて、遅れることはないのでしょうか。
A19.	募集期間としては3ヶ月程度を予定しています。その後、2ヶ月程度で、学識経験者等からなる奈良市幼保施設運営事業者選定委員会により、書類審査及びヒアリング審査を経て移管先法人を選定する予定です。また、公募したものの法人から手が挙がらなかった場合など、予期せぬ事情で目標年度に間に合わないという可能性も想定されますが、今後も保護者の皆様にご協力いただきながら民間移管を円滑に進めていきたいと考えていますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。
Q20.	法人と市で締結する協定期間は何年間を予定していますか。
A20.	協定期間については、今後開催する奈良市幼保施設運営事業者選定委員会において、募集要項を作成する際に決定する予定であり、公募条件によって異なるものと考えています。例として、右京保育園の場合には0歳児が卒園するまでの期間を基準に協定期間を6年間と設定しました。これに対して鶴舞こども園の再公募の際には、施設整備に伴う投資回収の観点から20年間としました。また、協定の内容については、移管対象園の状況等に合わせた適宜修正・再締結することを想定しています。
Q21.	当該園の園長は委員として法人の選定に関わるのですか。
A21.	移管先法人の選定については、学識経験者からなる奈良市幼保施設運営事業者選定委員会による審査によって行うこととしており、富雄保育園及び富雄第三幼稚園の園長については事務局として法人選定に関わる予定です。

Q22. 保護者の代表者が法人選定に関わる機会はありますか。

A22. 保護者の代表者には、奈良市幼保施設運営事業者選定委員会において、募集要項作成の際に保護者の立場としてのご意見をいただく等の方法によって、法人の選定にご協力いただきたいと思います。

Q23. 奈良市では市立園を民間移管した実績はありますか。

A23. 民間移管については、奈良市が施設を整備し、民間事業者が運営を行う公設民営方式で設置した中登美こども園及び鶴舞保育園を民設民営方式とした実績がありますが、今回ご説明させていただいたような、現に運営している市立園を公私連携の施設として民間移管する取組については、現在引継ぎを行っている鶴舞こども園及び右京保育園が本市として初の取組みです。

Q24. 法人選定に係る取組について、定期的に保護者に情報提供していただけますか。

A24. 公平公正な審査を行うため、基本的に審査に関する情報は非公開となりますが、今後は法人が選定された際など節目節目に説明会を通じて情報提供していきたいと考えています。

Q25. 子どもにかかる保険については、移管先法人を通じて加入することになるのですか。

A25. 右京保育園及び鶴舞こども園の移管先法人を募集する際には、「児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を継続すること」を条件としており、本件においても、移管先法人を通じて引き続き加入いただくことになります。

【お問合せ】

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)
(担当) 山本・西尾・北村

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1512372039315/index.html>

